

使用料等の4回目の特例的措置について

令和2年10月1日より文化・スポーツ施設等の使用料等を改定したが、特例的措置により、令和4年3月31日までの利用分については改定前料金への据置き対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然見通せない現況から、特例的措置の期間を延長し、4回目となる特例的措置を実施する。

1 特例的措置の延長の内容

新型コロナウイルス感染症が今後収束したとしても、施設においては引続き利用制限等が生じる可能性があること、また、今回の特例的措置はコロナ禍における文化・スポーツ等の活動支援として実施していることなどを総合的に勘案し、令和4年9月30日までの利用分については、貸切・個人利用を問わず、改定前の料金へ据置き対応を行う（6か月間の期間延長）。

2 対応方針

(1) 各施設の対応

- ・ 指定管理施設は、区との協議により改定前の額に据置くことで対応。
- ・ 区直営施設は、減額規定を適用して改定前の額に据置くことで対応。

(2) 利用者等への周知

- ・ 区ホームページへ掲載（令和4年2月2日～）
- ・ 区報令和4年3月1日号へ掲載
- ・ 各施設における掲示等

(3) その他

- ・ 令和4年10月1日利用分から改定料金を適用。
- ・ 令和4年度当初予算案において影響額を反映済み。